

米国等の経済制裁関連規制にともなう外国送金のご留意事項について

■ OFAC 規制について

現在米国では外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人などを経済制裁対象として指定し、資産凍結等の経済的な制裁措置や禁輸措置が実施されております。これらの規制は、米国財務省外国資産管理室《Office of Foreign Assets Control》が所管していることから、「OFAC 規制」と呼ばれています。

万が一、お客さまの依頼に基づくお取引が、OFAC 規制による禁止取引に該当する、もしくは該当する可能性がある場合、経由銀行または支払銀行において、その取引の中止、取消、または OFAC の要請により資産凍結されます。この場合、お客さまの資産の凍結解除には OFAC 規制に抵触しないことを証明したうえで、OFAC による許可を受ける必要があるため、解決には長期間を要することとなります。

つきましては、下記の OFAC 規制による禁止取引に該当しないお取引であること、また場合によってはお取引の遅延、中止、取消、凍結等が生ずる可能性があることを十分にご理解、ご確認のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

【OFAC 規制の適用を受ける取引】

米ドルまたは米国人(注1)が関与する取引で、OFAC 規制による制裁対象が関与する取引。

なお、直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しなくても、送金の背景にある取引の関係当事者・関係地(注2)が OFAC 規制による制裁対象である場合は、制裁対象となります。

(注1) 米国市民および米国永住者、米国に所在する個人または団体、および米国で法人化した団体。

(米国外の支店・子会社などの法人および非米国法人・金融機関の在米支店・子会社なども含みます)

(注2) 関係当事者とは一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行、運送人(船会社)、荷受人、輸送船(含む、IMO 船舶認識番号)、送金依頼人・受取人、保証の受益者等を、また関係地とは一般的に、原産地、船積地、仕向地、積替地、船籍等を指します。

■ その他の国への外国送金について

なお、米国以外でも、テロ活動の活発化や金融犯罪の増加にともない、関係各国でマネーロンダリング/テロ資金供与防止対策が強化されてきており、銀行等の金融機関においても自らがマネーロンダリングに利用されることのないよう厳格なチェックが実施されております。

これにともない**当行からの外国送金についても、経由銀行や支払銀行においてマネーロンダリング防止のための調査に時間を要するため、送金が保留となり遅延する事象が発生しておりますので、ご理解とご了承のほどお願い申し上げます。**

詳しくは窓口までおたずねください。

